

この指標表は、施設の定数を超える場合に選定資料として使用します。

学童保育所入所基準指標表

希望学童 保育所名	治田くじらANNE X 2 学童保育所	児童氏名		保護者氏名	
		卒園した保育園・幼稚園名(新1年生のみ)			

下記の該当する点数に○印を付け、小計・加減・合計欄に記入してください。

事 項				点数 父 母	備考(添付書類)
		父	母		
①親のいな い家庭	死亡・行方不明・拘禁			11	
	離婚・未婚・その他			10	
②労 働	就 労	15時以降の就労が、月20日以上かつ6ヶ月以上継続	※1	10	就労証明書 (自営の場合) 確定申告書または源泉徴収票の写し
		15時以降の就労が、月16日以上かつ6ヶ月以上継続	※1	8	
	就労内定	15時以降の就労が、月20日以上かつ6ヶ月以上継続	※1	8	
		15時以降の就労が、月16日以上かつ6ヶ月以上継続	※1	7	
③妊娠・出産	産前8週となる日が属する月の初日から産後8週となる日の翌日が属する月の末日まで			6	母子健康手帳写
④育児休業	育児休業取得時に、既に保育を利用している児童(在所児)が対象で、継続利用が必要であること。				6
⑤傷 痘 障がい等	傷 痘	入院が概ね6ヶ月以上継続			10
		常時病臥状態が6ヶ月以上継続			10
	心身の障がい	居宅内療養	一般療養	6	医師の診断書
		安静を要する状態が6ヶ月以上継続		6	
⑥災 害	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者手帳1級				10
	身体障害者手帳3・4級 療育手帳B1 精神障害者手帳2・3級				6
⑦同一世帯 の病人等の 介護	入院・施設 等付添	15時以降の付添が、月20日以上かつ6ヶ月以上継続			10
		15時以降の付添が、月16日以上かつ6ヶ月以上継続			8
⑧就 学	自宅介護・ 看護	重度障がい者等の全介護(障害者手帳1・2級、介護認定3～5)			10
		上記以外の介護(看護)の場合			4
加算要件・ 減点要件	通 学	卒業後に就労を目的とする15時以降の通学が、月20日以上かつ6ヶ月以上継続			6
		卒業後に就労を目的とする15時以降の通学が、月16日以上かつ6ヶ月以上継続			4
	通学予定	卒業後に就労を目的とする15時以降の通学が、月20日以上かつ6ヶ月以上継続予定			5
		卒業後に就労を目的とする15時以降の通学が、月16日以上かつ6ヶ月以上継続予定			3
個別判定			小計		①～⑦の要件ごとに採点し、合算はしない。
	保護者が栗東市の定める学童保育所で就労(予定)している場合				6
	1・2・3年生				0
	4年生				-1
	5年生				-2
	6年生				-3
	ひとり親家庭で祖父母と別居				2
	兄弟姉妹が同学童保育所に入所する場合				2
	ひとり親家庭で70歳未満の祖父母と同居				0
	保育可能な70歳未満の祖父母と同居				-2
	保育可能な70歳未満の祖父母が同一小学校区内に居住している場合(ひとり親家庭除く)				-2
	月20日以上就労はしているが、16時には帰宅できる場合				-5
	月16日以上就労はしているが、16時には帰宅できる場合				-7
	月20日以上就労はしているが、17時には帰宅できる場合				-2
	月16日以上就労はしているが、17時には帰宅できる場合				-4
※1 2交代制勤務等、この限りではない場合があるので、お問い合わせください。				加減	
				合計	個別判定父母加減

備考 (1) 保護者のそれぞれについて基準指数を求め、合算して当該世帯の指標とする。(2) 上記いずれもその状態が分かる書類等を提出のこと。